

規制の事前評価書

1. 政策の名称

企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し
(公認会計士資格制度の見直し)

2. 担当部局

金融庁総務企画局企業開示課開示業務室

3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

現行制度においては、受験要件又は資格要件に一般教養に関する要件は設けられていない。また、資格取得のための実務経験の期間は2年以上とされている。

② 問題点

公認会計士に求められる資質については、企業における会計実務の複雑化等に伴い幅広い知識・教養が求められており、また、国際的な整合性の確保が求められている。

公認会計士の資質に関する国際的な基準（国際教育基準）においては、資格付与の条件として、公認会計士となるための実務経験を3年以上、大学卒業又はこれと同程度の知識水準及び一般教養に関する基礎を要求しているが、現状、我が国の公認会計士試験又は資格において、これが法律上担保されていない。

このような状況を放置すれば、我が国の監査の信頼性が低下するおそれがある。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

公認会計士に求められる幅広い知識・教養等を確保し、公認会計士の資質に関する国際的な基準との整合性の確保を図るため、公認会計士となるための資格要件の見直しが必要である。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

公認会計士法第3条、第4条第7号、第15条第1第3号、第18条の2、
第21条

(3) 規制の新設又は改廃の内容

公認会計士の資格要件について、大学等高等教育機関での一定の科目履修を資格要件に追加するとともに、資格取得に必要とされる実務経験の期間を2年以上から3年以上に延長する。

5. 想定される代替案

公認会計士の資格要件について、大学等高等教育機関での一定の科目履修に代えて、大学卒業を資格要件に追加する。

上記以外については、本案と同様とする。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

公認会計士の資格を取得しようとする者において、大学等高等教育機関での一定の科目履修を行うための費用が生じ、資格取得に必要とされる実務経験の期間を2年以上から3年以上へ延長することに伴う負担が生じる。

② 代替案

公認会計士の資格を取得しようとする者において、大学を卒業するための費用が生じ、資格取得に必要とされる実務経験の期間を2年以上から3年以上へ延長することに伴う負担が生じる。

(2) 行政費用

① 本案

公認会計士の資格を取得しようとする者についての大学等高等教育機関での一定の科目履修の確認に伴う費用が発生する。

② 代替案

公認会計士の資格を取得しようとする者についての大学卒業の確認に伴う費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

大学等高等教育機関での一定の科目履修をしておらず資格要件を満たさない者の受験意欲を阻害し、多様な人材の確保に影響が生じるおそれがある。

② 代替案

大学を卒業しておらず資格要件を満たさない者の受験意欲を阻害し、多様な人材の確保に影響が生じるおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

公認会計士の資格要件について、大学等高等教育機関での一定の科目履修を資格要件に追加すること及び実務経験の期間を延長することにより、公認会計士の幅広い知識・教養を確保することが可能となり、また、公認会計士の資質に関する国際的な基準との整合性を確保することができ、我が国の公認会計士の資質の向上及び公認会計士に対する信頼性の向上につながることを期待される。

② 代替案

公認会計士の資格要件について、大学卒業を資格要件に追加すること及び実務経験の期間を延長することにより、公認会計士の幅広い知識・教養を確保することが可能となり、また、公認会計士の資質に関する国際的な基準との整合性を確保することができ、我が国の公認会計士の資質の向上及び公認会計士に対する信頼性の向上につながることを期待される。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、今般の改正により遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用が新たに発生することとなる。

一方、公認会計士の資格要件について、大学等高等教育機関での一定の科目履修を資格要件に追加すること及び実務経験の期間を延長することにより、公認会計士の幅広い知識・教養を確保することが可能となり、また、公認会計士の資質に関する国際的な基準との整合性を確保することができ、我が国の公認会計士の資質の向上及び公認会計士に対する信頼性の向上につながることを期待される。

これらの便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

(2) 代替案との比較

行政費用については、本案と代替案の間に大きな違いはないが、遵守費用及びその他の社会的費用については、一定の科目履修よりも大学卒業の方が一般的に負担が大きくなるとともに、人材の多様化を図るという観点からより制限的なものとなると考えられることから、代替案では本案を上回る費用が発生する。

一方、大学等高等教育機関での一定の科目履修を求めることでも、公認会計士の

幅広い知識・教養の確保や国際的な基準との整合性の確保は十分図ることが可能であるため、便益については、本案と代替案の間で大きな差はないと考えられる。

これらの点を総合的に勘案すると、本案による改正が適当であると考ええる。

9. 有識者の見解その他関連事項

「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書（平成22年7月30日取りまとめ）において、公認会計士資格制度の見直しについては、「現在の試験制度は、会計・監査分野での深い専門知識を身に付けた人材が育成されている点で有意義であるが、一方、監査に必要な洞察力や常識、非監査サービス業務に必要なビジネスセンス等を養うための幅広い基礎知識や教養を必ずしも身につけられていないとの指摘もある。」、「国際教育基準も踏まえ、グローバル競争に打ち勝つための人材育成の観点から、資格取得にあたって、大学等高等教育機関での一定単位数の一般教養科目の履修を求めるとし、具体的な科目や単位数については今後検討することとする。」とされている。

10. レビューを行う時期又は条件

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。